

## 記者会見

### テレビ輝け！市民ネットワーク

2024年2月5日(月)14:00～15:00

#### <配布資料>

発言要旨 .....	2
テレビ輝け！視聴者からのメッセージ・賛同者一覧 .....	5
プレスリリース .....	13
株主提案概要.....	16

## 「テレビ輝け！市民ネットワーク」記者会見 発言要旨

### 田中 優子（法政大学名誉教授・前総長）

今年の6月、NHKのディレクターだった大森淳郎（おおもり・じゅんろう）さんが『ラジオと戦争』という著書を刊行しました。多くの書評が書かれ、評判になっています。戦時体制に合わせて内容ばかりかアナウンサーたちの声までが変わって行ったことがわかります。この本の最後には「権力がメディアを支配しようとするればどこまでやるのか。そして、メディアはどこまで腐りはてていくのか。戦時ラジオ放送は私たちに教えている」と書かれています。

今の時代でいえば、これは「テレビと戦争」です。テレビの影響力はまだまだ大きなものです。映像を伴った臨場感は価値観や判断においても、大きな力を及ぼします。だからこそ、テレビ番組には正確かつ、公正であって欲しいのです。

しかしながら第2次安倍政権発足後、テレビ・メディアに対する政権による様々な放送番組への介入や懐柔策が行われたことは、公開された行政文書でも明らかになりました。またジャニーズ問題にあっては、その検証番組の中でさえ、テレビにとって最も重要な指標は、「視聴率による売上や利益」だとされました。

私がテレビに望むことは、偏りのない正確なデータと、根拠のある多様な意見の提示です。それらによって社会の中で活発な議論ができるのです。政権はこの数年、問いに答えず、反対意見を切って捨てる姿勢が目立っています。これでは相互批判や議論ができません。テレビという場が何事も俎上に乗せて議論の場になれば、人々は自分の意見を持つことができます。国民が個々の意見を持つことが民主主義の基本です。テレビにはその役割を担ってほしいのです。

### 前川 喜平（前文部科学事務次官）

民主主義は、人間の尊厳を確保するために人類が獲得した最善の政治制度です。人々が話し合いで規範を定め、課題を解決する直接民主主義は最も望ましい民主主義の形態ですが、一定以上の規模の社会においては、次善の形態として間接民主主義つまり代議制民主主義を採るしかありません。

間接民主主義においては、主権者である人民と政治権力を預かる権力者との間に、必然的に隔たりが生じます。国の政治においてその隔たりは最も大きくなります。その隔たりのために、権力者が行っている政治が主権者から直接には見えなくなってしまう。政治が見えなくなると、主権者が権力者を制御できなくなり、権力者は権力を私物

化し始めます。

間接民主主義がこのような陥穽に陥らないためには、主権者が預けた権力を政治家がどのように使っているのかが、常に主権者に見えていなければなりません。そこにメディア、就中もっとも影響力のあるテレビが果たすべき重要な役割があります。主権者と権力者の間にあって、権力者の行動を監視し、主権者に伝える役割です。

権力者が全体の奉仕者ではなく一部の奉仕者になっているのではないか。人間の尊厳を蔑ろにしているのではないか。主権者が知らぬ間に戦争の準備をしているのではないか。自由、平等、平和、法の支配など人類の普遍的価値に照らして、権力の在り様を鋭く見つめ、その実態を暴き、人々に伝えることこそ、私がテレビに期待する役割です。そのテレビが逆に権力者に取り込まれているのではないか。私はそこに強い懸念を抱いています。

## 梓澤 和幸 (弁護士、「テレビ輝け！市民ネットワーク」事務局)

日本では、ネット情報を見る若者が増えてきていますが、お手元の図を見てもおわかりのように、まだまだテレビに対する国民の信頼が高い状況にあります。

(呼びかけ文のグラフは、説明文が日本語なので、若干の説明必要。NHK、新聞、その下の60%台後半のモスグリーンの折れ線が民放への信頼度です。

このテレビ放送が、いまメディアとしての役割を失ってきていることに、私たちは大きな危惧感を持ち、有益なツールとしての役割を取り戻させたいと、動き出しました。総務省のHPに「政治的公平」に関する放送法の解釈について(磯崎補佐官関連)」というタイトルの総務省情報流通行政局作成の文書が昨年から現在まで継続して掲載されている。

2014年11月26日から開始された第二次安倍内閣首相補佐官と総務省の高官との連絡を記載したものである。放送法の政治的公平の従来の解釈を変更してテレビ放送の内容に行政や政権が干渉することに道を開く内閣の意図が公然と語られている。総務省官僚が行政の自律性を守るべく粘っているがそれを超えて政権の意図を押しつけようとする首相補佐官の言葉に安倍内閣の報道の自由への干渉意図が明白に表現されている。

このやりとりののち高市総理大臣の、場合によっては「停波」もありうる、という答弁まで出現した。

安倍首相のテレビ各局トップとの間断なき飲食、菅官房長官の各局幹部との放送法を巡る非公式の会話などと総合して回顧すると、戦争、民主主義、人権などの問題でテレビが不気味な沈黙を続けていることの原因をよく理解できる。

免許事業であるテレビに政権が放送法の「政治的公平」をふりかざして干渉するとき、

支えがなければテレビは萎縮する。テレビ局の内外に表現の自由（憲法 21 条、国際人権規約（自由権規約 19 条）を守る力が不足している現状を変えなければ、テレビは本来の力を発揮できない。人々は自らが主体となって主権者として行動し意見を表明し、正当に選挙権を行使できない。

この現状変革のためネットワークは二つのことをやる。

①放送局幹部、労働者との対話

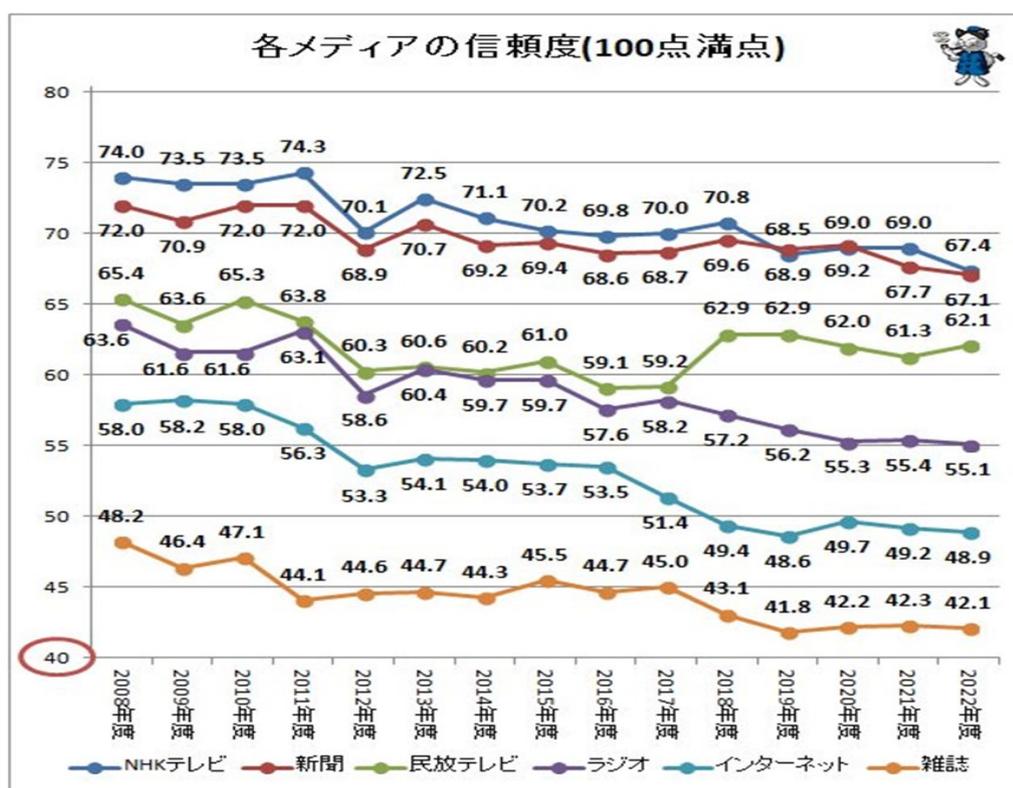
②テレビ局の株主となって会社法に基づき株主提案をする。政権の干渉や内部の萎縮への現場の抵抗の権利が確保されるよう具体的提案を行い、公然たる議論を行う。会社は応答の義務がある。

戦争準備や独裁はいやだとする列島の住民や国境を越えた関心がこの実践に寄せられると信ずる。

# テレビ 輝け！ 視聴者からのメッセージ

## 1 テレビ報道の影響は大きい

新聞通信調査会が2022年11月に発表した「メディアに関する世論調査」によれば、テレビ(NHK・民報)に対する信頼度は、なお高い状態にあります。



簡単に見られるテレビは、映像を伴い効果的な表現ができることから、その影響力は大きなものがあります。

## 2 昨今のテレビは、報道機関としての役割を果たしていない

政治や社会の出来事で納得のいかない事、残念なことはたくさんありますが、とりわけ次の三つのことはテレビに力強く取り上げてほしい事柄です。

第1番目は、安全保障政策～端的には戦争のことです。

「台湾有事は日本の有事」という言葉を用いて、安倍、菅、岸田の三代の内閣が日本をアメリカの戦争に巻き込む計画を進めています。

与那国、石垣、宮古、沖縄本島、奄美大島、などの南西諸島には自衛隊のミサイル基地建設が急ピッチで行われ、与那国、石垣、宮古の三島では戦争がおこったときの全島民避難計画が公然と議論されています。

2022年12月閣議決定した安保三文書では、「敵基地攻撃能力」をもつことが国の方針として決定され、引き続き通常国会では、日本全土を要塞化し、高額な武器を買い付け、防衛費に莫大な予算を割き、日本を5年がかりで世界三位の軍事国家に仕立てる防衛予算確保のための法律が採択されてしまいました。

マスメディアは、政府の情報の垂れ流しではなく、客観的な国際情勢を伝えるとともに、軍備増強の日本の行動こそが他国の危機感を高めている現状を伝えてください。

日本の行動はアジア諸国の写し鏡であるという理性的な外交の指針を示していただきたい。

戦争は、踏み込んだら止まりません。日本はいま岐路に立たされています。

## 第2番目は、個人の人権と自由の問題です。

### ① 個人の情報やプライバシーについて

健康保険証を2024年秋までに廃止するとしたことにより、マイナンバーカードを保持することが義務とされてしまいました。このことにより、すべての金融資産についての情報、買い物に関する情報、医療情報、思想信条に関する情報が、公権力によりファイルされ、一瞬にして検索可能となります。

カナダではトルドー首相によってワクチンパスポート制度に反対するトラック運転手と支援者の銀行口座の払い戻しが停止されるなどの乱暴な措置がとられました。（「堤未果のショックドクトリン」幻冬舎新書 208 ページ）

マイナンバーカードで収集した個人情報を駆使して、非正規で身体が健康で、反政府的でない青年層に今以上の年収を保障し、ピンポイントで自衛隊勧誘への道を用意する「経済的徴兵制」の実施も、否定できない未来です。メディアは政府の方針を伝えるだけでなく、このような可能性についても、注意を喚起していただきたいです。

## ② 自由の恣意的な制限の問題

国会の憲法審査会では、憲法を改正して閣議決定一つで法律と同じ効力を認める緊急事態条項の検討が急ピッチに進められています。曲がりなりにも市民の代表である国会で作られる「法律によらずに」、私たちの自由は政府に恣意的に制限されます。次期総選挙の結果如何では緊急事態条項を憲法に書き込む改憲案も発議されかねません。この改憲が、国民生活に何をもたらすのか、閣議決定だけで進めてよい事柄なのか、論点を提示していただきたいです。

## ③ 元ジャニーズの性被害問題や、自衛隊内や宝塚のパワハラ問題に見られるような、許しがたい人権侵害が、長期間にわたって隠蔽されてきました。

元ジャニーズ問題では、幼い少年たちへの性加害は業界では噂としてささやかれ、マスメディアでも公然たる秘密として知られていたにもかかわらず、被害者による捨て身の告発が海外メディアによって報道されるまで日本のマスメディアでは一切取り上げられませんでした。

自衛隊内部での性加害の隠蔽や、政治家と懇意のジャーナリストの性加害を隠蔽し、捜査妨害を行なったなど、権力の歪みをマスコミは見逃してきたのです。

一部の社会内での問題を、見てみないことにする差別的な扱いは、憲法下の人権保障の埒外の領域を認めることになります。マスコミは、そういった悪習をこそ暴いてください。

### 第3番目は、民主政治の実現のための方策です。

たとえば、パーティー券のキックバックによる裏金づくり事件に現れた問題があります。これは、単に「金銭の移動の記帳漏れ」といった形式的な不備が問題となっているわけではありません。記載の義務は、「政治をお金で動かす」ことを防ぐための民主主義の健全性の確保のために採用されたシステムです。

いま、検察庁の特捜部が動いています。マスコミ、特にテレビは自民党派閥の施設への立ち入り映像を伝えるだけでなく、この不透明なお金の移動が、民主主義を壊してしまう影響力をもつ、という事実を報道し、政権に忖度することなく、この不正をただす検察の動きの意味をぜひ伝えてください。

- 3 以上にあげた三つのことは、市民が真剣に考えるべき問題であり、公然たる言葉を表明して意見をたたかわすべき事柄です。

そのためには、大きな影響力をもつテレビというメディアがいま議論すべき事項（アジェンダ）として、ニュース、ワイドショーなどで、事実に基づく情報を提供し、人々の議論を喚起してください。

2014年の集団的自衛権の閣議決定、2015年安保法制（戦争法）が国会を通った前後から、テレビは不気味と言っていいほどこれらの問題に沈黙を保ち、あるいは横並びで同じ報道を行ってきました。その姿勢をぜひ変えてください。

- 4 私たちはなんとかしてこの状態を変えたいと考えています。

映像のインパクトとともにお茶の間に流れるテレビジャーナリズムの影響はまだまだ見過ごせません。そのため私たちテレビジャーナリズムの可能性を信ずる視聴者はテレビ各局の経営者や現場のテレビジャーナリストとの真摯なディスカッションを呼びかけるものです。

そのため、テレビ各局への要望、シンポジウム、その他憲法と法律に定められた権利を行使するなど多彩な活動への取り組みを進めます。

ご理解をいただき志ある人々への賛同をよびかけます。

※ 賛同されるかたはお名前と肩書き、メールアドレスをお寄せください。寄せられたお名前と肩書きはSNS、記者会見などで公表させていただきます。

※ 第一次締め切りは2024年1月12日、最終締め切りは1月25日とします。

※連絡先 弁護士阪口徳雄 弁護士梓澤和幸 弁護士杉浦ひとみ

2023年 12 月 28 日

呼びかけ人

共同代表 田中優子（法政大学名誉教授 前法政大学総長）

共同代表 前川喜平（元文科省事務次官）

## 賛同者の総数 107 名

(2024 年 2 月 1 日 12 : 00 現在)

雨宮処凛 (作家・反貧困ネットワーク世話人)  
斎藤貴男 (ジャーナリスト)  
竹信三恵子 (ジャーナリスト・和光大学名誉教授)  
上脇博之 (神戸学院大学教授)  
袖岡一禎 (元株主オンズマン理事)  
梓澤和幸 (東京・弁護士、日本ペンクラブ前平和委員会委員長)  
石田法子 (元大阪弁護士会会長・弁護士)  
宇都宮健児 (元日弁連会長)  
阪口徳雄 (大阪・弁護士)  
杉浦ひとみ (東京・弁護士)  
武井由起子 (東京第一・弁護士)  
松田幸子 (元宮崎弁護士会会長・弁護士)  
井上善男 (弁護士・元全国市民オンズマン代表)  
大江洋一 (弁護士・大阪)  
児玉勇二 (弁護士・東京)  
坂仁根 (弁護士・東京 元共同通信記者)  
芝原明夫 (弁護士・大阪)  
白井啓太郎 (弁護士・大阪)  
須井康雄 (弁護士・大阪)  
谷智恵子 (弁護士・大阪)  
谷真介 (弁護士・大阪)  
武永淳 (研究者)  
津田浩克 (弁護士・大阪)  
徳井義幸 (弁護士・大阪水保第 2 次近畿国家賠償弁護団長)  
中島三千男 (神奈川大学元学長, 同名誉教授)  
長野真一郎 (弁護士・大阪)  
野原光 (広島大学・長野大学名誉教授)  
野呂雅之 (元朝日新聞論説委員)  
野上恭道 (弁護士・群馬)  
原野早知子 (弁護士・大阪)  
藤木邦顕 (弁護士・大阪)  
松丸正 (弁護士・大阪)  
松岡康毅 (元奈良弁護士会会長 弁護士)  
松山治幸 (公認会計士・奈良)

前川拓郎（株主権利弁護団事務局長）  
村松昭夫（弁護士・大阪 全国公害被害者弁護団・代表委員）  
森野俊彦（元福岡高裁総括判事・弁護士・大阪）  
山口健一（元大阪弁護士会会長 弁護士）  
由良尚文（弁護士・大阪）  
青木美保子（社会民主党富山県連合幹事長）  
新井治（市民とともに歩み自立した NHK 会長を求める会会員）  
伊藤洋子  
上野格（弁護士・東京）  
大崎雄二（法政大学 社会学部 教員、元 NHK 記者）  
大島俊夫  
金澤学人（国分寺市在住）  
加藤洪太郎（弁護士・愛知）  
亀井千恵子（弁護士・愛知）  
木村民世（国分寺市在住）  
楠晋一（弁護士・大阪）  
郷路征記（弁護士・札幌）  
小玉美意子（武蔵大学名誉教授）  
小西修（公立ほこだて未来大学名誉教授 京大工博 情報学）  
澤藤統一郎（弁護士・東京）  
澤藤大河（弁護士・東京）  
清水雅彦（日体大教授）  
須藤春夫（法政大学名誉教授）  
高木裕子（国分寺市在住）  
田中康夫（元梅花女子大学教授）  
田中恒子（大阪教育大学名誉教授）  
浪本勝年（立正大学名誉教授、元日本教育政策学会会長）  
中西基（弁護士・大阪）  
中村和雄（弁護士・京都）  
七澤京一（富山の平和活動家）  
町田弘道（国分寺市在住）  
松村啓史（弁護士・愛知）  
丸山幸司（弁護士・茨城）  
室穂高（弁護士・愛知）  
諸富健（弁護士・京都）  
梁川律子（国分寺市在住）  
飯島滋明（大学教授）  
渡辺敦雄（コスタリカに学ぶ会世話人）

船橋邦子（元和光大学教授）  
小倉志郎（元原発技師）  
小林富久子（早稲田大学名誉教授）  
前田佳子（日本女医会会長）  
松永三重子（アイ女性会議鹿児島県本部議長）  
松本美智恵（石木川まもり隊）  
花岡蔚（楽団ひとり）  
山岡平三（NPO パートナーとうかつ理事）  
折原利男（専門学校講師）  
本間裕子（大学非常勤講師）  
久保博夫（平和を作る大和市民の会）  
愛須勝也（弁護士）  
相沢緑（Peace Up「9条可視化」の会 & Workers for Peace）  
稲田堅太郎（弁護士）  
小林徹也（弁護士46期）  
小林保夫（弁護士）  
齋藤紀彦（NHK問題を考える奈良の会世話人）  
崎山比早子（元国会福島原発事故調査委員会委員、3・11甲状腺がん子ども基金 代表理事）  
佐々木有馬（NHK問題大阪連絡会世話人）  
佐藤真理（弁護士、NHK法令順守訴訟弁護団長）  
城塚健之（弁護士）  
辰巳創史（弁護士、自由法曹団大阪支部事務局長）  
寺尾光身（名古屋工業大学名誉教授）  
中西綾子（ストップ秘密保護法かながわ）  
平川邦昭（NHK問題を考える奈良の会世話人）  
人見吉晴（NHK,メディアを考える京都の会事務局長）  
増島高敬（国分寺市在住）  
谷川成昭（大村市九条の会代表）  
土井由三（9条平和小杉の会代表、市民アクションいみず代表、射水でも実行委員会共同代表）  
藤森研（日本ジャーナリスト会議）  
藤木千草（一般社団法人ワーカーズ・コレクティブぷろぼの工房）  
樋渡俊一（弁護士・東京）  
服部久美子（国分寺市在住）  
堀江節子（コリア・プロジェクト@富山）  
檜谷登

# 日本外国特派員協会における記者会見プレスリリース

2024年2月5日

「テレビ輝け！市民ネットワーク」は次の要領で、活動の趣旨、内容について報告の記者会見を行います。動画撮影を含む取材のご手配をお願いいたします。

## 要 領

開催日時	2024年2月5日午後2時開始 午後3時頃まで
会 場	日本外国特派員協会 記者会見場 (東京都千代田区丸の内3丁目2の3二重橋ビル5階、6階)
主 催	テレビ輝け！市民ネットワーク

## 登 壇 者

### 1 田中優子 法政大学名誉教授 同大学前総長

昨年初め『平和を求め軍拡を許さない女たちの会』を立ち上げ活動するなかで、メディアは政治に対し批判的精神を貫くことこそ重要であるにも関わらず、2014～5年以降、特にテレビはあるべき姿を失っていることにつき市民視聴者が発言し、テレビを励まし、変えてゆく必要を感じ、本ネットワークの共同代表となった。

### 2 前川喜平 元文科事務次官

文科事務次官時代の加計学園事件などの経験から、民主主義のあり方について深く思索を重ね、人々が主権者として発言するために必要な情報が豊かに伝えられる必要があると考えた。そのため情報を広く豊かに伝えるテレビジャーナリズムの重要性を感じ、市民視聴者のネットワークの必要性を感じ、本ネットワークの共同代表となった。

### 3 梓澤和幸 弁護士

「テレビ輝け！視聴者ネットワーク」事務局。共同通信外部監事、フジテレビ番組審議会委員の経歴や日本弁護士連合会、東京弁護士会における報道各社との交流を通じてマスメディア幹部、現場記者との交流経験が多い。ペンタゴンペーパーズの告発者ダニエルエルズバーグ氏のインタビュー記録「国家機密と良心」（岩波ブックレット）の編集や報道被害（岩波新書）の執筆もしている。

#### <記者会見の目的と趣旨>

昨年、放送法第4条第1項に定める「政治的公平」の解釈について、2014～2015年ころの総理補佐官と総務省との間のやりとりに関する一連の文書が、総務省ホームページに開示されました。このことにより、当時、政権幹部が報道機関に萎縮をもたらし、表現の自由を侵害しかねない放送法解釈を強く執拗に総務省に働きかけた事情が明らかとなりました。これは、第二次安倍政権下で日本のテレビジャーナリズムが、戦争、人権と民主主義について、市民の立場に立って公権力を批判する報道・論評を行う傾向が極端に乏しくなった現実と平仄のあうものでした。

全国ネット各局において影響力あるキャスター、司会者の降板が相次いで起こり、放送法に関する政権の恣意的な解釈の押し付けや「必要あれば停波も」という高市総務大臣（当時）の答弁についてさえも、厳しい批判の声は上がっていませんでした。こうしてテレビジャーナリズムの自制・萎縮は目に余るものとなっていきました。

この事態を招いた原因は免許事業である民間放送のあり方について、放送法を振りかざす政権の圧力に抗するテレビ局内外の力の不足にあると考えます。

これに危機感を感じた私たちは「テレビ輝け！市民ネットワーク」を設立しました。

本ネットワークでは、以下の2つの流れを目指します。

- ① テレビ各局の幹部、社員と市民視聴者の対話—シンポジウムなどの開催

② 各局を運営する株式会社の株主となり株主総会において会社法に基づく株主提案を行い、法律上の権利に基づき回答を求めます。

②の株主提案権はアメリカ及び日本で市民が社会に大きな影響力を持つ株式会社に対して発言に応答を求める市民運動の方法として一定の成果を上げています。

日本でマスメディア各社に対してこの方法で市民が発言するのは初めてです。

報道の自由の危機はこの国の平和と民主主義の危機です。現状を放置すれば、政府はさらに戦争準備を進め、この国の民主主義は回復不能に至るおそれがあります。

以上の趣旨をご理解頂き、当ネットワークが目指す活動について、広く人々に知られますよう、取材報道のご協力をお願いいたします。

テレビ輝け！市民ネットワーク事務局

弁護士阪口徳雄 弁護士梓澤和幸 弁護士杉浦ひとみ

連絡先： 梓澤和幸 （東京千代田法律事務所） TEL03 3255 8877

## 株主提案の概要

正式な提案文は、4月上旬までにこの動きに賛同する株主の総意で練り上げてゆくが目下のところは以下の概要を検討中である。

2024年2月5日 文責 阪口、梓澤

<概要>

### 第1号議案

本法人の定款に次の通りの内容を追加する

本法人のテレビ放送に従事する完全子会社のテレビ放送について本法人の役員、職員及び本法人のテレビ放送に従事する子会社の役員、職員は放送法に定める自主、自立性を遵守する。

何人からの干渉にも忖度、迎合、屈することなく、政権の見解を報道する場合には、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることによりテレビ放送に期待される市民の知る権利、報道の自由を守る役割実現のために努力し、もってテレビ放送の視聴者の期待に応える。

### 第2号議案

本法人の定款に次の通りの内容を追加する

テレビ報道の個別番組について政権、政党、政治家などからの「介入」と疑われる事態が発生した場合は外部委員からなる第三者委員会を設置して検証し、調査結果を公表する。

### 第3号議案

本法人の定款に次の通りの内容を追加する

子会社の番組審議会の委員の在任期間は10年限りとする。委員長は右期間を5年とする。委員には本法人又は子会社の番組制作に関与する者を選任しないなど第三者性を確保する旨定款に新しく追加する

## 第4号議案

前川喜平氏を社外取締役役に推薦する。

生年月日 1955年1月13日生

経歴

1979年 東大法学部を卒業。国家公務員試験(甲種 - 行政職に合格し文部省入省(配属は大臣官房総務課審議班)ケンブリッジ大学大学院留学。

1989年2月、在フランス大使館一等書記官

1992年3月、以後同省の大臣官房審議官等などの役職を経て

2013年7月、初等中等教育局長

2016年6月、文部科学事務次官

2017年1月 依願退職

2018年4月から日本大学文理学部教育学科非常勤講師。それ以降市民の立場で教育、社会、政治などの諸問題に関して講演活動を行い、その間に様々な執筆活動を行っている。

前川喜平氏は、事務次官として、政府関係者や、政治家との折衝等について様々な試練を受け、又退官後も市民への講演会などの経験から「視聴者の目線」でテレビなどの報道の自由の有り方について造詣が深い。このような人を会社の社外取締役として迎えることは、本法人の信用度を増し、又社内で報道の自由を守る立場で頑張っている職員達への激励にもなる。